

○倉敷市自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第140号

改正 令和6年9月17日告示第556号

改正 令和7年3月28日告示第161号

(目的等)

第1条 この要綱は、市内の住宅に太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、住宅における再生可能エネルギーの導入並びにエネルギー利用の最適化及び効率化を図り、もって脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、第4条に規定する太陽光発電システムをいう。

2 この要綱において「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。

3 この要綱において「所有権移転ファイナンス・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らして、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間終了前に、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、第1号イに該当する場合は、第2号及び第3号の要件を満たし、かつ、リース契約の相手方が第2号の要件を満たすものに限る。

(1) 次のいずれかに該当する者（入居前に新築工事の一環で対象システムを設置する者を除く。）であること。

ア 自ら居住する本市内の戸建住宅（専用住宅に限る。）に自己の所有に係る対象システムを設置する者

イ リース業者で、本市内の戸建住宅（専用住宅に限る。）に自ら居住する者を対象に、対象システムのリースを行うもの

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 電力会社と受給契約を締結し、かつ、余剰電力の受給契約を結んでいること。

(補助対象システム)

第4条 補助金の交付の対象となるシステムは、次に掲げる全ての要件を満たす太陽光発電システムとする。

(1) 未使用品であること。

(2) 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。

(3) 発電量及び売電量が確認できるものであること。

(4) エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の削減に効果があるものであること。

(5) 各種法令等に適合したものであること。

(6) 商用化された設備であり、導入実績があるものであること。

(7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第3条に基づく固定価格買取制度の認定又は同法第2条の2に基づくFIP制度（あらかじめ設定された基準価格から市場取引等により期待される売電収入額を控除した額に電気供給量を乗じて得た額が1か月ごとに決定され、発電業者に交付される制度をいう。）の認定を取得していないものであること。

(8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号に定める接続供給を行わないものであること。

(9) 資源エネルギー庁が策定した再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項等に準拠して設置されたものであること。

(10) 対象システムで発電する電力量の30パーセント以上を、対象システムを設置する住宅において居住者が使用するものであること。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付を受ける者がリース業者である場合は、対象システムに係る月々のリー

ス料金に補助金相当額分を反映し、値下げする措置を行わなければならない。

- 2 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付要綱（平成29年倉敷市告示第175号）に定める太陽光発電システム及びZEHシステムに係る補助金の交付を受けた場合は、交付の対象としない。
- 3 補助対象システムについて、本市若しくは他の団体から補助金の交付を受けている場合又は受ける予定がある場合は、交付の対象としない。
- 4 法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電システムの発電による温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度（国が定める国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度をいう。）への登録を行う場合は、交付の対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、7万円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方（定格出力の単位はキロワットとし、その値に小数点以下の端数があるときはこれを切り捨て、その値が6キロワットを超えるときは6キロワットとする。）を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システム設置に係る契約日から90日を経過する日（工事着手前に限る）までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）対象システムを設置する所在地が分かる図面
- （2）対象システムの設置前の建築物全体が確認できるカラー写真
- （3）対象システム設置に係る契約書の写し（対象システムの設置に係る費用の内訳、太陽電池モジュールの型番及び設置枚数、並びにパワーコンディショナーの型番及び設置数が明記されているものに限る。）
- （4）対象システムに係るリース料金の算定根拠が明示されている書類（リース業者の申請の場合に限る。）
- （5）太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの定格出力を証する書類
- （6）市税の滞納がないことを証する書類
- （7）住民票の写し（個人の申請の場合に限る。）
- （8）法人の登記事項証明書（リース業者の申請の場合に限る。）

2 前項第6号から第8号までに掲げる添付書類は、対象システム設置に係る契約の締結日以後に交付されたものに限る。

3 申請者がリース業者である場合における第1項第6号から第8号までに掲げる添付書類は、申請者及びリース契約の相手方のものとする。

4 第1項第3号に掲げる添付書類は、契約の締結日が交付申請書を提出する日が属する年度の5月15日及びシステムを設置する住宅への居住日以後のものに限る。

5 市長は、第1項の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、交付決定者名簿に登録するとともに、所定の交付決定通知書により通知するものとし、相当と認められないときは、所定の不交付決定通知書により通知するものとする。

(変更等の届出)

第8条 前条第5項の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書の内容を変更するとき、又は本事業を中止しようとするときは、所定の変更等届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、対象システムを設置した日（電力会社との余剰電力の受給契約が結ばれていることが分かる書類に記載された受給開始日）から90日を経過する日又は、第7条第5項の交付決定通知書の通知日が属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 一般送配電会社の電力系統への系統連系に係る接続契約が締結されていることが分かる書類の写し（対象システム設置に係る契約の締結日以後に一般送配電会社へ申請したものに限る。）

(2) 電力会社との余剰電力の受給契約が結ばれていることが分かる書類の写し

(3) 太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書類の写し

(4) 対象システムの設置前の設置予定場所が確認できるカラー写真

(5) 対象システム設置後の建築物全体及び設置場所が確認できるカラー写真（太陽電池モジュールの設置枚数を確認できるものであること。）

(6) パワーコンディショナーの定格出力値が分かる写真

(7) 発電量及び売電量が確認できることが分かる写真

(8) 対象システムの設置に係る領収書等費用を証する書類の写し

(9) 太陽電池モジュールからの配線を住宅側へ引き込んだ箇所が分かるカラー写真（住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合に限る。）

(10) 割賦販売契約書その他割賦販売契約内容を証する書類の写し（割賦販売を行う場合に限る。）

(11) 所有権移転に係る誓約・同意書（リース業者の申請の場合であって、所有権移転ファイナンス・リース取引の場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(財産の処分及び管理)

第12条 補助事業者は、この補助事業により取得した対象システムを、法定耐用年数の期間終了前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、災害その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、対象システムが毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

3 補助事業者が、所有権移転ファイナンス・リース取引の契約を締結した場合において、当該所有権が移転した日以後、当該契約の相手方は、法定耐用年数の期間終了前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 補助事業者が、所有権移転ファイナンス・リース取引の契約を締結した場合において、当該所有権が移転した日以後、当該契約の相手方は、補助事業が完了した後も、善良なる管理

者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、災害その他当該契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、対象システムが毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(成果等の報告)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定を受けた日の属する年度から6年間、対象システムの発電量と売電量を市に報告しなければならない。

(調査)

第14条 市長は、この要綱を施行するために必要な限度において、補助事業者及びリース契約の相手方に対し、必要な調査を行うことができる。

(協力要請)

第15条 市長は、補助事業者及びリース契約の相手方に対し、この要綱の目的を達成するために実施する市の施策への協力要請を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

附 則 (令和6年9月17日告示第556号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事前登録申出書の提出があったものについて適用し、同日前に事前登録申出書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月28日告示第161号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に

事前登録申出書の提出があったものについては、なお従前の例による。